

交通安全に向けた取組の一層の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
警 察 庁 長 官
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

自転車による事故や危険運転が社会問題となる中、本年4月に改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に対し、いわゆる青切符制度が導入されるなど、これまで以上に交通ルールの遵守が求められるようになった。

自転車は誰でも利用できる身近な交通手段であることから、本制度の導入を契機として、多くの市民が、具体的な違反行為や取締り基準等、交通規則の理解を深め、事故の発生を未然に防ぐことが重要であるが、車道走行の原則等、通行実態との間には、ずれもあることから、利用者に混乱が生じている。

したがって、本制度の実効性をより高めるためには、自転車専用通行帯の整備や歩道における通行空間の分離といった、安全かつ円滑な通行に資する道路環境の改善が急務であり、幹線道路だけでなく生活道路等における整備も実現するには、大幅な予算の拡充が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、実際の道路環境に即した制度運用を行うとともに、道路整備に係る財源を十分確保するなど、交通安全に向けた取組の一層の強化を強く要請する。